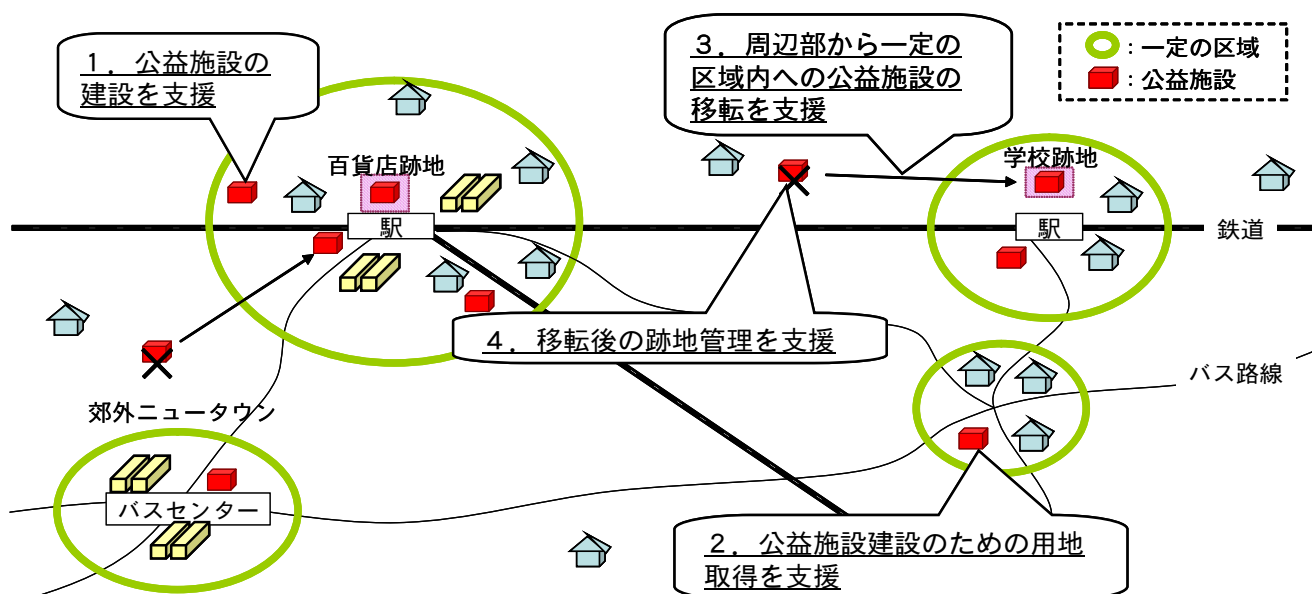


I 低炭素社会の構築

1 コンパクトなまちづくりの推進

(1) エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設（所得税、法人税、相続税、登録免許税、個人住民税、法人住民税・事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

人口減少・超高齢社会を迎えた我が国のまちには、今後、より一層の「暮らしやすさ」が求められている。このため、公益施設（保育所等の社会福祉施設や病院、図書館等の教育文化施設等）の整備・集約化による暮らし・安心機能の強化を行うことにより、住民の暮らしやすさの向上に資するまちづくりに対する支援の充実を図る。



1. 暮らしやすさの向上に資する新たな都市計画事業に係る特例措置

都市計画事業に係る以下の特例措置の対象として、暮らしやすさの向上に資するための公益施設の整備に関する新たな事業を追加する。

(1) 被収用者に対する特例措置

- 所得税・法人税の課税繰延（100%）
- 所得税・法人税等の特別控除（5000万円）
- 所得税・法人税・個人住民税等の軽減税率
 （所得税：2000万円超15%、2000万円以下10%）
 （法人税等：5%重課の適用除外）
 （個人住民税：2000万円超5%、2000万円以下4%）
- 不動産取得税の課税標準控除（従前資産価格相当分）

(2) 施行者による円滑な代替地取得のための特例措置

- 所得税・法人税等の特別控除（1500万円）

2. 公益施設の集積及び適切な配置の促進に係る特例措置

公益施設の集積及び適切な配置の促進を図るため、認定計画に基づいて土地を譲渡し、当該計画に位置付けられた土地を取得した場合の特例措置を創設する。

- 所得税・法人税の課税繰延（100%）
- 登録免許税の軽減税率（1.0%→0.8%）
- 不動産取得税の課税標準控除（1/5）

平成22年度税制改正要望概要（都市・地域整備局関連部分）

3. 公益施設の買換えに係る特例措置
一定の区域内への公益施設の集約を図るため、当該一定区域の外から中へ公益施設の用に供するための土地等を買換えた場合の特例措置を創設する。
○所得税・法人税（80%課税繰延）
4. 郊外の緑地等管理に係る特例措置
郊外の緑地等の管理に係る特例措置を講じる。
○相続税の評価減（20%減）
○固定資産税・都市計画税の特例措置（非課税）
5. 土地区画整理事業における特例措置の創設
公益施設の集積及び適切な配置の促進を図るため、土地区画整理事業に係る税制上の特例措置を講ずる。
○所得税・法人税・個人住民税 等

<政策目標>

中心市街地人口比率の減少率

前年度比1.1%減（H16年度） → 前年度比0.5%減（H23年度）

（2）除害施設等に係る特例措置の延長（固定資産税）

公共用水域の水質保全を図る観点から、各事業場等から発生する汚水を処理し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図る除害施設等の整備を促進するため、以下の特例措置を延長する。

○固定資産税：（除害施設） 課税標準2/3
（し尿浄化槽） 課税標準1/6（更新に係るものは2/3）

<政策の目標>

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率

河川：約71%、湖沼：約55%、閉鎖性海域：約71%（H19年度）

→河川：約75%、湖沼：約59%、閉鎖性海域：約74%（H24年度）

Ⅱ 我が国の活力・成長力の強化

1 地域の自立・活性化

（1）住宅以外の家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年延長する。

<政策の目標>

都市機能更新率※ 36.9%（H20年度）→ 42%（H25年度）

※再開発を促進すべき一定の地区における4階建て以上の建築物の宅地面積の割合

Ⅲ その他

- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の延長及び拡充（所得税、法人税）